

保護者の皆さまへ

みよし市教育委員会では、教育、芸術文化及び体育等に関する県規模以上の大会等において、最高賞を受けた者及びこれに相当する功績顕著な児童生徒の皆さんに褒賞を行っています。

この報告書は、この褒賞対象者を把握するために提出いただくもので、褒賞選考以外には使用しません。

児童生徒の皆さんが大会等で優秀な成績を収められた場合には、この報告書を在籍される学校にご提出いただきますようお願いいたします。

《ご注意》

この報告書を提出いただきましても、褒賞決定されない場合もありますので、ご了承ください。

《大会等受賞報告書》

年 月 日

学校名			
氏名・生年月日		平成	年 月 日生
現住所	みよし市		
学年・組			
種目			
大会名			
主催者名			
受賞した部門・受賞した賞			
大会開催日(受賞日)			
参加団体名(チーム名)			
大会参加者(団体)数			
受賞した部門の参加者(団体)数			

※添付書類(この報告書の提出に合わせて、大会要項、賞状等の写しを提出してください。)

- ☐ 大会要項の写し
- ☐ 賞状の写し
- ☐ 新聞記事もしくはweb等の記事の写し
- ☐ その他 大会規模・大会成績などが客観的に判断できる資料

裏

○みよし市教育委員会褒賞規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、みよし市教育関係の個人及び団体で、その功績の顕著なものに対する褒賞に関し、必要な事項を定めるものとする。

（褒賞の範囲）

第2条 褒賞は、次に掲げるものについてみよし市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを行う。

- (1) 教育上、有益な活動・調査・研究をしたもの
- (2) 教育上、発明発見又は工夫考案をしたもの
- (3) 児童生徒の他の模範とするに足る行為があったもの
- (4) その他褒賞に値すると認めるもの

（褒賞の種類）

第3条 褒賞の種類は、次の各号とし、（略）

- (1)～(2) 略
- (3) 賞状

教育、芸術文化又は体育等に関する県規模以上の権威ある大会等において、最高賞を受けた者及びこれに相当する功績顕著な者に対して教育委員会がこれを授与する。

○みよし市教育委員会褒賞に関する取扱要綱（抜粋）

（褒賞の対象）

第2条 規程第1条に規定する「みよし市教育関係の個人及び団体」とは、みよし市立小中学校の児童、生徒及び学校職員並びにみよし市内に存する団体をいう。

（運用の基準）

第3条 運用の基準は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 略
- (4) 規程第3条第3号に規定する「最高賞を受けた者及びこれに相当する功績顕著な者」の対象は、次のとおりとする。
 - ア 県規模では優勝、東海規模では上位から3位まで、全国規模では入賞、国際規模では出場したもの
 - イ 参加者又は参加団体数が10未満の場合は選考委員会で協議のうえ、褒賞の適否を決定する。
 - ウ 同一年度内において、同一書目の対象が複数あったときは、ア及びイの規定にかかわらず、最も権威ある大会等のみを対象とする。